

習志野市教育委員会会議録
(平成26年第3回定例会)

- 1 期 日 平成26年3月26日(水)
習志野市教育委員会事務局大会議室
開会時刻 午後3時00分
閉会時刻 午後4時45分
- 2 出席委員 委 員 長 梓 澤 キヨ子
委 員 原 田 孝
委 員 星 野 龍
委 員 植 松 榮 人
- 3 出席職員 学校教育部長 辻 利 信
生涯学習部長 早 瀬 登美雄
学校教育部参事 市 瀬 秀 光
学校教育部参事 若 林 一 敏
学校教育部次長 田久保 正 彦
生涯学習部次長 櫻 井 健 之
学校教育部副参事 井 澤 修 美
学校教育部副参事 鈴 木 博
教育総務課長 小野寺 良 夫
指導課長 小松崎 修 男
総合教育センター所長 山 下 良 之
社会教育課長 上 野 久
生涯スポーツ課長 片 岡 利 江
青少年課長 浅野目 俊 紀
青少年センター所長 菊 地 清
菊田公民館長 佐々木 とも代
学校教育部主幹 天 野 真 一
学校教育部主幹 真 田 知 幸
学校教育部主幹 松 本 健 志
学校教育部主幹 島 本 博 幸
学校教育部主幹 小 澤 由 香
生涯学習部主幹 岡 野 重 吾

4 会議内容

梓澤委員長が

平成26年習志野市教育委員会第3回定例会の開会を宣言

梓澤委員長が

平成26年第1回臨時会及び第2回定例会の会議録について承認を求め、承認された。

議案第16号 次期「習志野市教育基本計画」の策定について

(教育総務課)

松本学校教育部主幹

次期「習志野市教育基本計画」については、現行の「基本計画」を1年前倒しして、平成26年度を開始年度とする、6年間の計画となっている。

これは、本市の長期計画と同じ区切りとなっており、施策の整合性を図り、予算面で連動していけるようにしたためである。

また、「基本目標」を「豊かな人間性と優れた創造性を育む習志野の人づくり」とし、「情熱あふれる教育」、「夢のある学び」、「地域との連携」という3つのキーワードを定めた。

本体は、基本理念編と基本計画編の2部構成としており、基本理念編では、現行の「基本計画」の成果と課題を整理して示し、その上で、本市教育行政の今後の方向性を示している。

これまでも教育委員会定例会等において、策定の過程ごとに報告し、協議をしてきたところであるが、この度、その内容を受けて、とりまとまったため、議案として提案するものである。

なお、平成26年度から平成28年度の3年間の進行管理を行うために、「前期実施計画」を策定中である。

次期「基本計画」、「実施計画」及び議案第17号で提案する「教育行政方針」をもって、本市の「教育振興基本計画」に相当するものと考えているところである、と概要を説明

原田委員

非常に良くできた計画書であると思うが、これを全て実施するのは厳しいと思う。校長等が選択して行っていくのかなど、これからのスケジュールについて伺いたい、と質問

松本学校教育部主幹

この計画は教育委員会としての取り組みであり、次の議案第17号の教育行政方針は、単年度ごと重点的に取り込む事項を取り上げているので、各学校ではそれを基にそれぞれの重点事項を決めて行っていく、と回答

星野委員

計画書はとても充実した仕上がりになっていると思うが、内容が非常に多いので、これをいかに実行していくかがこれから大事になってくる、と発言

梓澤委員長が他に質疑なしと認め、採決の結果、議案第16号は全員賛成で原案どおり

可決された。

議案第 17 号 平成 26 年度習志野市教育行政方針について

(教育総務課)

松本学校教育部主幹

「教育行政方針」は、次期「基本計画」の単年度ごとの重点事項を示す年次計画としての性格を持つものと捉えている。次期「基本計画」の実施期間中に、その時々々の要請で新たに組み込む必要があるもの、さらには大幅に変更するものが出た場合に、「教育行政方針」に明示して、次期「基本計画」を補完していくものである。

また、「教育行政方針」に対する評価を、平成 27 年度に行い、「教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価」として公表し、いわゆる P D C A サイクルによる教育行政の展開を進めていく。

内容としては、1 月定例会において、協議をいただいた中で、文言等の修正を行ったので、議決を求めるものである、と概要を説明

梓澤委員長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第 17 号は全員賛成で原案どおり可決された。

議案第 18 号 習志野市立高等学校授業料の徴収及び減免に関する規則の一部を改正する規則の制定について

(学校教育課)

田久保学校教育部次長

習志野市議会平成 26 年第 1 回定例会で議決された、「習志野市立高等学校授業料を定める条例」の一部改正に伴い、「習志野市立高等学校授業料の徴収及び減免に関する規則」の一部を改正しようとするものである、と概要を説明

原田委員

新旧対照表の(減免)(1)以外に保護者が死亡した場合など、突然生活困窮になったときは授業料の減免の対象とならないのか、と質問

田久保学校教育部次長

授業料の減免は、次に該当する場合に行うものである。生徒の保護者の住居、家財又は農作物その他の生産手段となる物件に災害被害を受けたとき。保護者が生活保護法の規定による保護を受けているとき。母子家庭、交通遺児家庭その他保護者が死亡し、又は長期の傷病による療養を必要とする家庭につき授業料の納入が困難な事情があると認められるとき。これらと同程度に困窮していると教育委員会が認めたとき。が当てはまるものである、と回答

原田委員

新旧対照表に略とあるが、減免の規定はあるということか、と質問

田久保学校教育部長

今回の改正事項にはないため、(2) から (4) は略と記載してあるものである、と回答

梓澤委員長が他に質疑なしと認め、採決の結果、議案第 18 号は全員賛成で原案どおり可決された。

**議案第 19 号 習志野市立こども園の管理に関する規則等の一部を改正する規則の制定
について (学校教育課)**

真田学校教育部長

袖ヶ浦東幼稚園及び袖ヶ浦西幼稚園が廃止となり、平成 26 年 4 月 1 日に本市で 3 番目のこども園となる袖ヶ浦こども園が開園することに伴い、「習志野市立こども園の管理に関する規則」の一部を改正し、袖ヶ浦こども園における短時間児の定員を定めるものである。

また、「習志野市教育委員会公印規則」における、袖ヶ浦東幼稚園及び袖ヶ浦西幼稚園の園印及び園長印を削除し、新たに袖ヶ浦こども園の園印及び園長印を追加し、「習志野市立幼稚園等及び小・中学校通園・通学区域に関する規則」における、「袖ヶ浦東幼稚園及び袖ヶ浦西幼稚園」としていた部分を「袖ヶ浦こども園」に変更し、「習志野市立幼稚園管理規則」における袖ヶ浦東幼稚園及び袖ヶ浦西幼稚園の廃止も併せて行うものである、と概要を説明

梓澤委員長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第 19 号は全員賛成で原案どおり可決された。

**議案第 20 号 習志野市立学校職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令の制定につ
いて (学校教育課)**

真田学校教育部長

議案第 19 号と同様に袖ヶ浦東幼稚園及び袖ヶ浦西幼稚園の廃止と、袖ヶ浦こども園の開園に伴い、規程中の袖ヶ浦東幼稚園及び袖ヶ浦西幼稚園を削除するために改正するものである、と概要を説明

梓澤委員長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第 20 号は全員賛成で原案どおり可決された。

**議案第 21 号 習志野市総合教育センター管理規則の一部を改正する等の規則の制定に
ついて (総合教育センター)**

山下総合教育センター所長

総合教育センターの付属施設であるプラネタリウム館では、児童生徒を対象にプラネタリウムを活用した学習投影と一般市民を対象とした一般投影を行うなど、科学教育の振興

を図ってきた。しかしながら、プラネタリウム機器の老朽化が著しく、機能を維持するための改修には多大な経費が伴うことから、プラネタリウム投影を平成22年度から休止しているところである。

これまで、プラネタリウム館の活用方策について検討してきたところであるが、最終的な結論には至っていない状況であることから、施設の運用状況の実態に合わせて、「習志野市総合教育センター管理規則」の一部改正及び「習志野市総合教育センターに勤務する職員の勤務時間等に関する規則」の廃止をしようとするものである、と概要を説明

原田委員

なぜプラネタリウム館の使用手続きについての規定が、規則に残っているのか、と質問

辻学校教育部長

プラネタリウム館には、プラネタリウムを投影するためのドームと演習室や実験室があり、プラネタリウムの投影は休止しているが、プラネタリウム館そのものは残っており、近隣の小中学校がそこで学習を行ったり、団体が利用するときに使用申請をする必要があることから、規則に使用手続きの記載が残っているものである、と回答

星野委員

習志野市総合教育センター管理規則の一部改正について、第2条第2項第1号中「土曜日。」を「土曜日」に改め、同号ただし書を削り、同項第2号中「休日。」を「休日」に改め、同号ただし書を削る。とあるが、新旧対照表を見ると、「。」は削る必要がないのではないか、と質問

小野寺教育総務課長

習志野市公文例規程により、句点は名詞形で終わるときは付けないこととなっているため、改正後は「。」を削除する必要がある。このことから、新旧対照表が誤りであるので、訂正させていただきたい。

なお、「すること」、「とき」など各号ごとに列記する文の終わりには句点を付けることと規定されている、と回答

梓澤委員長が他に質疑なしと認め、採決の結果、議案第21号は全員賛成で原案どおり可決された。

議案第22号 習志野市教育委員会行政組織規則等の一部を改正する規則の制定について (社会教育課)

上野社会教育課長

生涯学習部には、生涯学習相談員、放課後児童相談員及び青少年補導相談員が配属されている。生涯学習相談員は、各公民館に勤務し地域の方々の生涯学習の相談に乗っており、放課後児童相談員は、各放課後児童会の指導員の指導や相談を行い、各児童会を巡回している。また、青少年補導相談員は、青少年センターの職員と地域を巡回する中で相談業務にあたっている。

現状、この相談員の勤務体系が報酬に見合っていないとの指摘が以前よりあったため、実態に合わせようというものであり、非常勤特別職から一般職非常勤職員に身分を変更することにより、各所属長の命により通勤手当や出張手当が支給できることとなる。このことにより、教育長より委嘱していたものが、雇用という形態になるため、また、併せて生涯学習相談員の所管を社会教育課から各公民館に変更することから、規則を改正するものである。と概要を説明

梓澤委員長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第22号は全員賛成で原案どおり可決された。

議案第23号 「習志野市スポーツ推進計画」の策定について (生涯スポーツ課)

片岡生涯スポーツ課長

この計画は、上位計画である習志野市基本構想・基本計画が1年前倒しで見直されたことに伴い、これまでの計画である「習志野市生涯スポーツ振興基本計画」についても同様、平成26年4月からスタートするべく、平成24年度より、スポーツ推進審議会での協議を経て、策定してきたものである。

計画を策定するにあたっては、次の点に留意した。これまでの計画は、「生涯にわたり親しむ豊かなスポーツライフ」を基本目標としていたが、この目標を今回の計画の「めざす将来像」すなわち計画目標として継続することとした。計画への記載内容には、これまでの計画での課題であった、具体的な取り組み、事業を記載することや、評価ができるよう活動指標を設定すること、また、財政的な面も考慮し、実現性が高い計画となるよう努めた。

次に、この計画は、スポーツ基本法に位置付けられ国の基本計画等を参考にして、本市の実情に合わせ策定することとなっている。これから、上位計画である、習志野市基本構想、基本計画、教育基本計画などとの整合性を図った。なお、計画期間は、今後10年間を見据えたうえで6年間、平成26年度から、平成31年度までとした。

そして、これまでの目標であった「生涯にわたり親しむ豊かなスポーツライフの実現」に加え、スポーツの力を生かした「スポーツによるまちの活性化」をめざす将来像として掲げ、「する」「みる」「支える」という3つの柱から、本市のスポーツ行政を推進していくこととした。

本計画の進め方としては、まずは市民への計画の周知、広報活動に努め、実施にあたっては、今まで以上に体育協会やスポーツ振興協会、スポーツ推進委員、市民スポーツ指導員、そして、関係各課との協力・連携体制を整えていく。

また、財源の確保については、市予算の効率的な執行はもちろん、公的な補助金や助成金の情報収集、活用に努める。

そして、常に厳しい目を持ちながら、計画、実行、評価、見直しといったPDCAサイクルを活用して、職員の意識改革とともに計画を推進していきたいと考えている、と概要を説明

原田委員

計画には、「検討する。」「支援する。」や「実施する」という文言が多いが、もっと生涯

スポーツ課として具体的な表現が入ったほうが良いのではないかと発言

片岡生涯スポーツ課

生涯スポーツ課自体が事業を実施するものではなく支援をしていく役割なのであり、関係団体が実施するものをしっかり支援していくことで、本市のスポーツ行政が整っていくという考え方でこのような記載になっている、と回答

原田委員

それは理解できるが、生涯スポーツ課の顔となるようなものが文面から見えてくるとい
いと思う、と質問

片岡生涯スポーツ課長

次回計画時には、そのようなことを課題にしながら策定していきたい、と回答

星野委員

教育基本計画策定の一年前倒しに併せて、本計画を策定していると認識しているが、具
体的にどう実施していくのが大事ではないかと質問

片岡生涯スポーツ課長

これから実施して、評価していくことが大事だと考えている、と回答

梓澤委員長が他に質疑なしと認め、採決の結果、議案第23号は全員賛成で原案どおり
可決された。

議案第24号 習志野市指定文化財の指定について

(社会教育課)

上野社会教育課長

実籾3丁目遺跡出土土器については、平成25年第7回定例会において習志野市文化財
審議会への諮問について議決いただき、その後審議会より8月21日付けで指定に値する
との答申をいただいた。それから今日まで、教育委員会では財産を所有できないことから、
市長部局で所有していただくため所管部署の協議をしてきたところである。先日、市長部
局の総務部総務課で所管することが決定した。指定にあたり所有者の同意をいただいたこ
とから指定について提案するものである、と概要を説明

梓澤委員長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第24号は全員賛成で原案どおり可決
された。

協議第1号 学校給食センターの建替えについて

(学校教育課)

田久保学校教育部次長

現在の給食センターは、第一調理場が昭和47年・第二調理場が昭和51年に建設され、

それぞれ43年、39年が経過し、老朽化が激しいとともに、耐震診断でのIS値が、第1調理場が0.33、第2調理場が0.61で安全面に問題がある。

また、給食センターは、「ウエットシステム」となっているが、文部科学省からは「ドライシステム」に変更すよう通知が来ていること。

その他、調理場には、冷暖房機がなく、調理員は窓を閉め切ったままでの作業となるので、今年度の夏には、熱中症に陥る事案が発生している。

教育委員会では、学校給食については、学校の建替え時に自校方式にしていく考えを持っているが、単独給食校の建替え時には、一時的に給食センターで給食業務を受け入れる必要があること、小学校建て替え期間の今後25年程度は、給食センターを存続させていく必要があると考えている。

次に、給食センター建替えについては、用地についても検討を進めたが、適切な用地が見つからず、現給食センター用地での建て替えとなること。また、建替えの手法としては、経費削減及び工期短縮の面からもPFI方式の検討が必要であることから、来年度予算において事業者とのアドバイザー契約を締結するための事業費を計上している。なお、アドバイザー契約にあたってはプロポーザル方式で実施したいと考えている。

また、給食センターの建替え計画については、谷津小学校の児童増の推移を考慮し、平成26年度中に建替え年度、建替え中の給食の代替方法、保護者等への説明等、方向性を決定していくことから、職員の体制づくりや先進市訪問等を実施し、担当職員の見識を深めていきたいと考えている、と概要を説明

星野委員

平成8年度に発生したO-157による食中毒事故を受けて、文部科学省からドライシステムに変更するよう通知があったとのことだが、それから18年経過して未だにウエットシステムである理由について伺いたい、と質問

田久保学校教育部次長

ドライシステムを導入するには、延べ床面積の確保が必要となることなどから、国の通知は建替え時に変更するようにとのことであった。なお、ウエットシステムは水が下に落ちるため衛生上良くないとのことから、床に水を落とさないよう注意を払っているところである、と回答

星野委員

現状及び課題の5点目にあるように、18年前は学校給食を全校自校方式にしていく予定であったから、ドライシステムに変更しなかったのか、と質問

田久保学校教育部次長

食中毒事故が発生した当初は、給食センターを建替えできる状況になかったため、衛生管理をしっかり行い対応していったものである、と回答

辻学校教育部長

当時は、全校自校式にしていき給食センターは廃止していこうというものであった。しかしながら、調理室の確保などが必要なため校舎の建替えに併せて自校式へ移行していく必要があるが、公共施設再生計画においても校舎の建替えが25年後まで完了しないこと

から、その間給食センターが必要であるという判断に至った。また、ドライシステムが最善の策で望ましいと認識しているが、現状の給食センターで、子ども達の安全に注意しながら調理し給食を提供しているところである、と回答

星野委員

震災を受けて建物の耐震や耐用年数が議論されるようになり、色々な施設が検討される中で、給食センターも浮上してきたと思うので、やはり方向転換であったと解釈した、と発言

原田委員

谷津小学校は、今後児童増の推移により給食センターへ移行していくと思うが、自校式では何食分まで対応できるのか、と質問

田久保学校教育部次長

1, 200食で学級数にすると36、7学級分を対応できる。今後の児童数の推移にもよるが、平成29、30年度頃から給食センターでの対応となるであろうと考えている、と回答

原田委員

谷津小児童増の対応について、これまで説明会を実施してきたと思うが、保護者等にこの給食の対応に関して説明してきたのか、と質問

田久保学校教育部次長

谷津小学校の保護者に対して説明会は出席者数が少なかったことから給食についての質疑はなかった。地域の説明会では、谷津小学校児童増の対応に関する全体計画の中で、給食センター校とするのか等、検討していくと説明している、と回答

原田委員

自校式の場合は、アレルギー対応をきめ細かくできると思うが、給食センター校でも同じように対応しているということで良いのか、と質問

田久保学校教育部次長

給食センター校においても、保護者や医師からの確認書を基に、献立表を確認し、対応しているところである。先進的な給食センターを建設しているところでは、アレルギー対応をできる施設として建設しているので、その事例を研究しながら検討してまいりたい、と回答

原田委員

新しくできた鎌ヶ谷市の給食センターでは、PFIを導入し費用削減につながったという例もある。また、災害時に給食を提供できる施設となるよう努めたとのことであるので、本市でも検討してほしい、と発言

田久保学校教育部次長

委員のご意見を参考にしながら、検討してまいりたい、と回答

梓澤委員長

私も給食センターの建替えは、唐突のように感じた。現在の給食センターの土地が軟弱な地盤なため建設費がかかると思うが、他に用地はないのか。また、保護者にとっては、自校式で作りたいの給食を提供してほしいと思うので、給食センターにとらわれずにケータリング方式や民間に委託するなど幅広く検討いただきたいと思う。

また、給食センターの職員は学校の夏休み期間等での勤務体系はどのようになっているのか、と質問

田久保学校教育部次長

まず、敷地については、学校給食を止めずに給食を提供できるようにするため、他の土地を探したが周辺の状況や対応できる広さがある土地がなかったものである。基本的に自校方式を目指しているが、校舎の建替えが完了するまでの間、子ども達の給食を提供する必要があることから給食センターが必要であると考えている。

給食センターに従事する職員の勤務形態については、基本的に正規職員は同じであるので夏休みも出勤している、と回答

市瀬学校教育部参事

正規職員については、先ほど説明させていただいたとおり我々と同じ勤務体系で、給食を提供しない夏休み期間には施設内の点検や清掃等を行っている。臨時的任用職員については、夏休み期間は雇用していない、と回答

植松教育長

前市長は、小中学校の給食単独校化を選挙公約に掲げ実施してきたが、全中学校を単独校化にするには20年近くかかった。現在小学校の単独校化を進めているところであるが、完了するまでの間30年間くらいは給食センターが必要となる。しかしながら、給食センターの老朽化は著しく、このまま使用し続けることは不可能に近いので、まずは給食センターを建替える必要があることを教育委員会で示し、これから様々なことを協議しながら検討していこうということで、本日、協議事項としてあげたものである、と発言

星野委員

今後の検討事項にあるPFI方式はとても合理的な案だと思うが、この案については、急に検討し始めたことなのか。それとも、前々からこのような議論があったのか、と質問

小野寺教育総務課長

市では行政改革の一環として、民間活力の導入指針を策定しているが、その中で、給食センターの運営や給食センターの建替えに際し、経費削減の観点等から民間活力の導入ということでPFIも一つの方策として上げられているものである、と回答

星野委員

本市で、PFIの活用事例はあるのか、と質問

市瀬学校教育部参事

民間活力という観点からは、福祉施設やスポーツ施設、図書館などで指定管理者制度を導入したが、これは資金を市で用意する必要がある。PFI は資金面も民間が用意するもので一歩進んだ民間活力であり、本市では導入事例はないものである。平成26年度中にはアドバイザー契約を結び、PFI の導入についても検討してまいりたい、と回答

星野委員

自校方式は、アレルギー面できめ細かく対応できるので、是非今後も自校方式の導入を進めていっていただきたい、と発言

辻学校教育部長

鎌ヶ谷市の給食センターには、アレルギーに対応するラインがあるので、参考に検討していきたいと考えているが、現状においても給食センターでのアレルギー対応については、最善の注意を払って対応している。また、自校方式から給食センター方式への方針転換でないというところは御理解いただきたい、と回答

星野委員

ウェット方式からドライ方式に変更すると1.5倍の敷地面積を要するとのことであったが、同じ敷地内で建て替えることができるのか、と質問

田久保学校教育部長

現在の敷地内で対応できると認識しているが、平成26年からのアドバイザー契約の中できちんと検討してまいりたい、と回答

原田委員

鎌ヶ谷市の事例を研究して、参考に進めていっていただきたい、と発言

梓澤委員長

学校給食センターの建替えについては、これから協議検討をしっかりとより良い方向へ持って行っていただきたい、と発言

田久保学校教育部次長

来年度から具体的に検討を進める中で、随時報告させていただくとともに、鎌ヶ谷市の事例も視察させていただき調査研究してまいりたい、と回答

梓澤委員長が他に質疑なしと認め、協議第1号は協議を終了した。

協議第2号 次回教育委員会の期日について協議し、平成26年4月23日（水）午後3時に決定された。

報告事項（１） 平成２６年度習志野高等学校の入試状況について （学校教育課）

田久保学校教育部次長

平成２６年度の習志野高等学校入学者選抜試験は、前期選抜を平成２６年２月１２日及び１３日の２日間、後期選抜を２月２８日に実施した。

習志野高校は、市立高校ながら、他の県立高校と同様のシステムをとっており、第２学区に所属し、普通科においては、第２学区にある６市及びその隣接する学区の１５市町から受験できるようになっている。商業科においては、千葉県全県が学区になっている。

選抜の方法については、前期選抜では、習志野高校が期待する生徒像を提示し、学力検査と面接及び自己表現で選抜している。後期選抜については、学力検査及び面接で選抜している。

市内生合格の割合は、前後期を合計して普通科では、２４．１％となっている。

また、平成２６年２月１２日の第１１回千葉県教育委員会定例会で定時制課程の廃止が認可され、平成２６年３月３１日をもって定時制の課程は閉課となる。

３月７日に、最後の卒業式とともに、閉課程記念式典を実施した。卒業生は、４４名であった、と概要を説明

星野委員

商業科で応募者が激減した理由は何故か、と質問

田久保学校教育部次長

全国的に商業科の志願者は減少している傾向にあり、習志野高等学校においても同様の傾向となった、と回答

梓澤委員長が質疑なしと認め、報告事項（１）は了承された。

報告事項（２） 習志野市立こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行日を定める規則について （学校教育課）

真田学校教育部主幹

議案第１９号及び第２０号に関連し、袖ヶ浦こども園の開設に係るものであるが、「習志野市立こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」の施行日について、平成２６年４月１日より開始する旨定めたものである、と概要を説明

梓澤委員長が質疑なしと認め、報告事項（２）は了承された。

報告事項（３） 平成２５年度習志野市学力調査結果概要について （総合教育センター）

山下総合教育センター所長

本調査は、平成２６年２月６日に市立の全小学校４年生及び全中学校２年生に対して行ったものであり、受験者数は、小学４年生が１，５２８名、中学２年生が１，３８９名で

あった。

結果としては、小学校では、国語が全国平均より4.1点、算数が2.3点上回り、中学校では、国語が全国平均より4点、数学が6.1点、英語が10点上回った。

今後は、新年度に平成26年度習志野市学習指導改善委員会を組織し、この結果をさらに詳細に分析し、本市の課題を明確にして改善授業を組み、これをもとに提言をしていく、と概要を説明

梓澤委員長が他に質疑なしと認め、報告事項(3)は了承された。

梓澤委員長が

平成26年習志野市教育委員会第3回定例会の閉会を宣言